

# あなたの使用している土地は「農地」ではありませんか

農業委員会では、農地の適正な利用を図るため農地パトロールを行っています。あなたが貸している、または使用している土地は下記のケースに該当しませんか。

## 1. 「農業振興地域」の「農用区域」である

「農用区域」の場合、登記簿地目にかかわらず、原則として転用することはできません。地目が「宅地」や「雑種地」であっても、農業上の利用以外認められません。

### ●農業振興地域

農業の振興を図るための地域として、県知事が市町村ごとに指定する地域。本町の場合、「市街化調整区域」＝「農業振興地域」となります

### ●農用区域

おおむね10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として設定した区域。

## 2. 上記以外で、登記簿地目や現況が「畑」である

地目や現況が「畑」である場合は、農地法に基づく許可等を受けなければいけません。

許可をとらずに転用した場合、農地法に違反することとなり厳しく罰せられるおそれがあります。(原状回復命令や、懲役・罰金が科される等)

土地を貸したり、借りたりする場合は、必ず下記の確認をするようにしてください。

- ① 現況が「畑」として利用されていないか確認する。
- ② 「農用区域」でないか確認する。(産業観光課で確認できます)
- ③ 地目が「畑」でないか確認する。(法務局で土地の登記簿謄本を取得すれば確認できます)

もし、現在使用している土地が上記のケースに該当する場合は、早急に下記までご相談ください。

【お問い合わせ】 西原町農業委員会 ☎945-5281



## ロビーコンサートしませんか



歌や楽器演奏、ダンスなど、日ごろの活動成果をロビーでちょっと発表してみませんか。詳しくは、生涯学習課までお問い合わせください。

【お問い合わせ】 教育部生涯学習課 ☎945-5036

## 『家族信託 BooK』



中頭郡西原町字桃原85番地  
☎(098)945-9268  
司法書士 宮城事務所

# 観光と農業のにぎわい ⑫

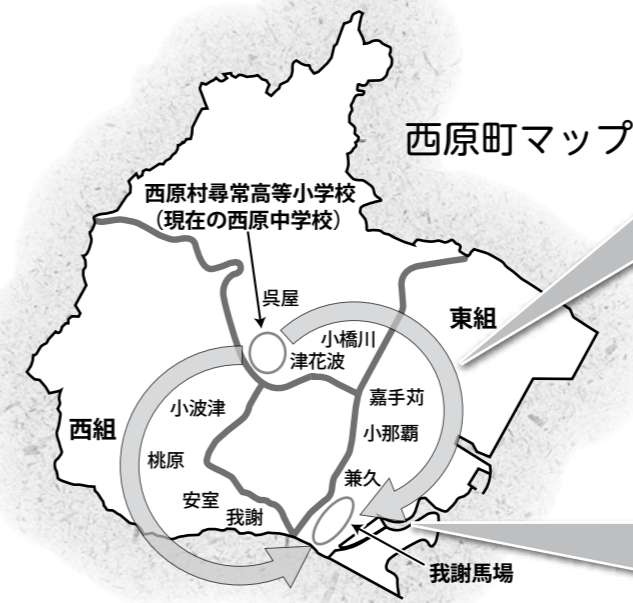
～ 農水産物流通・加工・観光拠点施設 ～

これまで、当該拠点施設を支える農地の多面的機能を説明してきましたが、今回は、その機能の一つである「文化を伝承する機能」について、本町の特質する行事(大綱引)を紹介しながら説明します。

現在、町内では、10ヶ字で綱引が行われていますが、戦前は、水田が主で、藁の供給も豊富であったことから豊作祈願や祝捷記念等で、「間切綱」や「村綱」の大綱引が行われていました。

昭和12年の河川改修事業の完成と村の平和を祈念した大綱引は、村を二分しての大衆綱で、綱引の綱は、現在の与那原綱の二倍余もある大綱だったようです。

綱引当日は、西原村尋常高等小学校(現在の西原中学校)に集合し、そこから旗頭を先頭に二手に分かれ、東組は、呉屋から小那覇を通り、西組は、小波津から我謝を通って綱引会場(我謝馬場)までミチジュネーを行い、会場に到着すると、待ち兼ねていた万余の観衆が歓呼で迎え、会場は足を踏み入れる余地さえないくらいの状況だったそうです。



本町は、戦前・戦後を通して綱引きが盛んな地域であり、西原まつりでも旗頭の競演がメインのイベントになっていることから、当該拠点施設の歴史文化展示室では、各字の綱を実物展示(数年毎の入替)する常設スペースを設け、貴重な伝統文化の継承と発展につなげていきます。

## 農水産物流通・加工・観光拠点施設



### 歴史文化展示室

西原は綱引が盛んだね!

【お問い合わせ】 建設部 産業観光課 農地農政係 ☎945-4540